

1. 案内情報

- 手続名 : 竹木材の水上への荷卸し等の許可
- 手続根拠 : 港則法第34条
- 手続対象者 : 特定港内において竹木材を船舶から水上に卸そうとする者及び特定港内においていかだをけい留し、又は運行しようとする者
- 提出時期 : 特定港内において竹木材を水上へ荷卸しし、又はいかだをけい留・運行しようとするとき
- 提出方法 : 原則、書面
- 手数料 : なし
- 添付書類・部数 : なし・1通
- 申請書様式 : 竹木材水上荷卸・筏運行・係留許可申請書(第11号様式)
- 記載要領 : 提出先にお問い合わせください

2. 窓口情報

- 提出先 : 当該特定港を管轄する港長
- 受付時間 : 提出先にお問い合わせください
- 相談窓口 : 提出しようとする港長窓口

3. 手続情報

- 審査基準 : (1) 水上荷卸しの場合
- ア 荷卸し場所が航路又は航路筋から十分に離れていること。
 - イ 荷卸しした木材の適当な係留場所があること。
 - ウ 沈流木の発生を防止する措置がとられること。
- (2) 筏係留の場合
- 係留場所が航路又は航路筋から十分に離れていること。
- (3) 筏運行の場合
- 運行の時間、経路、気象、海象、えい索及び固縛方法等により危険を生じないものであること。
- 標準処理期間 : 10分～1時間程度
- 不服申立方法 :